平成27年度税制改正について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人市民税均等割及び法人税割の 税率区分の基準が改正されました。

1. 「資本金等の額」の改正

改正前	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規
	定する連結固定資本金等の額
改正後	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規
	定する連結固定資本金等の額に、無償増資(※1)及び無償減資等による欠
	損填補(※2)の額を加減算した金額。

※1無償増資

平成22年4月1日以後、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算

※2無償減資等による欠損填補

- ・平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損の填補並びに資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額を控除。
- ・平成18年5月1日以後に、剰余金を損失の填補に充てた金額を控除。ただし、損失の填補に充てた日以前1年間において剰余金として計上した額に限る。

2. 税率区分の基準の改正

「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」に満たない場合、均等割及び法人税割の税率区分の基準は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」となります。

資本金等の額 > 資本金+資本準備金 ・・・ 「資本金等の額」が基準 資本金+資本準備金 > 資本金等の額 ・・・ 「資本金+資本準備金」が基準

3. 適用について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用します。

ただし、平成27年4月1日以後開始する最初の事業年度に係る予定申告については、 改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする 経過措置が設けられています。この場合は、資本金等の額を申告書の「前期末現在の資 本金等の額」の欄に記載し、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」に は記載しないでください。